

ご存知ですか？

住宅用火災報知器が義務付けられているのです



平成 18 年 6 月 1 日に消防法で改正され、青森地域広域消防組合火災予防条例により、新築では平成 18 年 6 月 1 日から、既存の住宅、アパートでは、平成 20 年 5 月 31 日までに住宅用火災報知器の設置が義務付けられています。これは、住宅火災の実に 70% が逃げ遅れから命を落としていることから義務化されたもので、その中の何パーセントかは火災報知器があれば助かったケースなんだそうです。

とかく火災の事となると、実感や必要性は感じないものですが、災害だろうが人災だろうが、備えあれば憂いなし！！

うちは大丈夫と思わず、是非備えを万全にして頂きたいと思います。

条例が整備されてから、訪問販売などの悪質なトラブルも増えているそうです。

次の事には十分気をつけましょう。

- ・ 既存住宅設置義務期間は、あくまで平成 20 年 5 月 31 日までです。設置を急がせるような言葉を掛けられたら、注意しましょう。
- ・ 1 箇所あたりの値段は 6000 円 ~ 12000 円ほどが目安です。高額な値段を要求されるのは注意したいものです。
- ・ 消防職員と思わせるような身なりで訪問されるケースもあるようですが、消防職員が住宅訪問をする事はないそうです。そのような事には注意しましょう。



天井・露出型



壁・露出型

感知器には、煙感知式と熱感知式、AC100V 式と電池式、天井式と壁式、埋込型と露出型、用途に応じてさまざまなタイプの感知器があります。部屋や用途によりお選びください。掲載

ホームセンターなどで、簡単に購入でき、取り付けもご自分でできる簡単なものですが、法に適正しない取り付けも増えているようで、取り付けするときは、取り付け方法をしっかりチェックし、できれば当社にでも相談されることをお勧めします。

また、よく解らない方でも、取付もしておりますので、是非お気軽にご相談下さい。

MJSサポート隊



株式
会社

青森市里見2丁目7-13

三上住宅設備

TEL 017-766-2888

FAX 017-781-0224

e-mail suido-naiso@delluxe.ocn.ne.jp

営業品目

給排水衛生設備工事
水洗化工事
融雪工事
暖房設備工事
各種リフォーム
給湯ボイラー他修理
その他設備廻り